

尼崎市監査公表第4号

平成24年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第6項の規定により公表します。

平成26年2月26日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	津	田	加	寿男
同	前	迫	直	美

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	平成25年 2月19日
3 措置通知日	平成25年 9月26日
4 監査結果の内容	<p><u>課税対象者の税務システム上の各種管理区分の見直しについて（結果）</u> 調査した9件のうち4件は本来の申発区分とは異なる区分となっていた。 課税対象者を公平かつ網羅的に把握する観点から課税状況に変更があった場合は適時に申発区分に反映するとともに、定期的に見直しを行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（個人市民税）</p>
5 措置の内容	<p>通常、市申告書発送区分（以下、「申発区分」という。）の変更については、従前の課税状況と当該年度の課税状況に相違が生じている場合、その課税状況に適合した申発区分に変更している。この作業は、担当者が実務の過程で個別に判断し変更しており、一旦変更したものは人手で次の変更処理をしない限りその状況が継続されるため、納税義務者の更なる変化に対応できずに本来あるべき申発区分への変更がなされていないケースが少なからずある。そこで、今後は通常の変更作業に加え、特に申発区分「9」については、申告納税義務者を逸失することのないよう一定時期に一齐に申発区分の見直し作業を集中的に行い、不適切な申発区分の振り付けを抑制し、本来課税すべき納税者への納税勧奨を行っていく。平成25年度においては、申発区分「9」のデータを抽出し、課税実績や申告資料区分等と突合させ、本来あるべき申発区分に変更した。この処理についても上位者がチェックを行ったことで、正確性の確保が図られたと考える。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP58

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	平成25年 2月19日
3 措置通知日	平成26年 1月23日
4 監査結果の内容	<p><u>担当職員の所得調査未実施と所得調査票の管理体制について（結果）</u></p> <p>所得調査の実施状況及び所得調査票の保管状況を調べたところ、調査終了後に各担当職員から回収し一括保管すべき所得調査票綴りのうち職員2名分が保管されていないことが判明した。</p> <p>職員甲の担当案件32件については、所得調査は実施され、所定の上位者の承認を得ていたものの、調査後の所得調査票綴りを職員甲が個人で保管していた。職員乙の担当案件31件については、所得調査への着手が遅れたため、結果的に実施されることなく終了となった。またその後、所得調査票綴りも個人で保管していたことも問題であった。</p> <p>市民税課として全ての調査対象案件について調査の実施状況をフォローするべきであり、最低限各担当職員から結果報告を受け所得調査票綴りを回収した際に、所得調査分担一覧を利用して回収消込みを行う等の管理を実施すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（個人市民税）</p>
5 措置の内容	<p>職員乙の担当案件31件については、所得調査を実施した。所得調査票綴りについては職員甲の所得調査票綴りとあわせ、全件所得調査分担表を目次とした1冊の綴りとし一括保管を行った。</p> <p>今後、調査後の所得調査票綴りについて、上位者の承認を得る際、上位者において、所得調査分担一覧を利用して回収消込みを行い未提出の職員には、進捗状況等を確認した。また、最終の実施報告決裁を起案する際、担当者から回収した所得調査票綴りを、全件所得調査分担表を目次とした1冊の綴りとして再度添付することとし、未実施と回収漏れを防いでいくこととした。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP62

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	平成25年 2月19日
3 措置通知日	平成26年 1月23日
4 監査結果の内容	<p><u>所得調査実施の徹底について（結果）</u></p> <p>担当者ごとの所得調査票綴りを閲覧したところ、調査記録欄に空白が目立ち、調査が十分にできていないと読みとれる綴りが多数見受けられた。</p> <p>また、このような案件について上位者は、再調査や追加調査の指示を特に行っていない。</p> <p>所得調査票の記載項目、記載内容には担当職員により大きな個人差があり、調査範囲やその深度についても調査要領で想定している一定水準を維持できているとは考えにくい。</p> <p>そのため調査水準の維持及び所得調査票の記載項目・記載内容の統一化が図られるように職員へ要領の周知徹底を行うとともに、上位者は担当職員の調査内容をモニタリングし、必要に応じて追加調査を指示することが求められる。</p> <p style="text-align: right;">（個人市民税）</p>
5 措置の内容	<p>平成25年度から、担当者ごとに調査の深度について差異が生じないように、模範となる職員の所得調査票などを見本として例示し、記載項目・記載内容の統一化が図られるように、要領の周知徹底を行った。</p> <p>また、調査後の所得調査票綴りを上位者の承認を得る際に、上位者において、調査要領で想定している一定水準に達せず、調査が十分にできていないと判断した場合は、再調査や追加調査の指示を行った。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP63

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（市民税課）
2 監査結果報告日	平成25年 2月19日
3 措置通知日	平成25年 9月26日
4 監査結果の内容	<p><u>給報提出義務者の継続的な捕捉について（結果）</u></p> <p>サンプル調査の結果、平成22年度に給報を提出している事業所の平成23年度の給報提出漏れが2件判明した。</p> <p>所得調査で前年度給報により捕捉していた納税者に対する調査を行う際、事業所へ問い合わせを行う等の対応を行うなど他の当初課税事務と連携し納税義務者を捕捉する手段を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（個人市民税）</p>
5 措置の内容	<p>所得調査で前年度給報により捕捉していた納税者に対する調査を行う際、関係事業所へも問い合わせを行うようにとの指摘についてはすでに実施しているところである（所得調査事務処理要領に記載されている。）。未申告者に納税義務者に申告指導を行うとともに、事業所へも給報提出指導を行い、その事業所が雇用する他の納税義務者の捕捉にも努めている。しかし、サンプル調査の結果、所得調査が事務処理要領の記載どおりに行われず給報の提出漏れが現にあったことから、事務処理要領の再度周知徹底を行うとともに、上位者によるチェック機能の強化を図った。</p> <p>また、これまでの給報未提出事業所への調査は、特別徴収を実施している事業所のみを対象とし、普通徴収を行っている事業所については事業所データを保有していないことから対象外となっていたが、平成25年度分の当初申告分より、源泉徴収票を持参した申告者の申告書に『給報提出指導要』の判子を押す処理をし、源泉徴収票に記載されている給与支払者（事業所）が当該年度給報未提出であった場合には、例年実施している「給報未提出義務者実態調査」とは別に、その都度（申告者を含めた従業員すべての）給報提出指導を行うこととした。この新たな取組により、普通徴収実施事業所へもアプローチが可能となり、より一層の課税客体の捕捉及び課税の公平性の確保が高まるようになる。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP65

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（資産税課）
2 監査結果報告日	平成25年 2月19日
3 措置通知日	平成25年 8月19日
4 監査結果の内容	<p><u>航空写真撮影業務等の委託業務結果（アンマッチリスト）の利用について</u> <u>【調査結果の保管について】（結果）</u></p> <p>平成23年度における各地区担当者の調査状況の結果リストの閲覧を求めたところ、調査状況の結果リストを保管していたのは15地区担当者中1担当者のみであった。</p> <p>これらの調査結果は課税の根拠となる基礎資料であり、少なくとも税の時効消滅期間である5年間は保管しておくべきものである。</p> <p>アンマッチリストに基づき適切に現地調査等の業務を遂行していることを示すためにも、また、当年度の調査結果を翌年度以降の調査等の参考にし、業務の効率化を図るためにも保管する必要がある。</p> <p>なお、受託者により提出されたアンマッチリスト(処理状況記載前)についても、平成23年度及び平成24年度のデータのみ保存されており、それ以前のデータは廃棄されていたが、これについても調査等の根拠データとして一定期間保存する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（固定資産税・都市計画税）</p>
5 措置の内容	<p>アンマッチリストについては、平成25年度から、地区担当者ごとに分割し、調査結果及び処理状況を記載して担当係長の確認を受けた書類と、これらをまとめた電子データを5年間保管することとした。また、受託者から提出された処理状況等記載前のアンマッチリストについても、電子データを5年間保管することとした。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP98

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（資産税課）
2 監査結果報告日	平成25年 2月19日
3 措置通知日	平成25年 8月19日
4 監査結果の内容	<p><u>航空写真撮影業務等の委託業務結果（アンマッチリスト）の利用について</u> <u>【現地調査の判明事項】（結果）</u></p> <p>2年連続してアンマッチとして記載されている家屋から数件抽出し、現地調査を実施した結果、課税漏れ及び課税誤り（滅失処理漏れ）が発見された。アンマッチリストをもとにした現地調査を適時に行っていれば早期に発見できたと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（固定資産税・都市計画税）</p>
5 措置の内容	<p>現地調査で判明した課税漏れや課税誤りについては、平成24年度中に全て修正し、適正な課税に改めた。</p> <p>なお、平成25年度から、アンマッチリストの処理については、5月から6月にかけて現地調査を含めたアンマッチの解消に取り組み、その各担当者の処理状況を各担当係長が確認し、全ての処理結果を課長に報告することで処理漏れを防ぐとともに、要調査案件の処理について担当係長が網羅的に進行管理するよう改善を図った。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP101

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（資産税課）
2 監査結果報告日	平成25年 2月19日
3 措置通知日	平成25年 8月19日
4 監査結果の内容 減免について <u>【減免申請書の不備について】</u> （結果）	<p>公衆浴場の固定資産税の減免について、課税システムの減免リストを母集団として減免申請書の入手状況を確認したところ、1件について減免申請書がなかった。</p> <p>減免申請書がなく減免することは適切ではない。</p> <p style="text-align: right;">（固定資産税・都市計画税）</p>
5 措置の内容	<p>指摘以後、減免適用にかかる申請主義を厳格に適用することとし、平成25年度課税における減免適用については、減免申請書の提出に基づいて入力処理をしている。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP110

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（税務管理課）
2 監査結果報告日	平成25年 2月19日
3 措置通知日	平成25年 6月28日
4 監査結果の内容	<p><u>パスワードの定期的な変更について（結果）</u></p> <p>監査実施時に調査したところ、158個のユーザIDのうち105個のユーザIDのパスワードが初期設定のままであった。</p> <p>全ての職員がパスワードを再設定しているか定期的に確認すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（税システム）</p>
5 措置の内容	<p>人事異動等に伴い、職員が税務総合システムへのアクセスに使うパスワードが初期化された時は、パスワードを初期値から変更するよう周知後、変更されていない者を抽出し確認できるようにした。</p> <p>平成25年の状況</p> <p>4月16日人事異動に伴い全ての職員のパスワードを初期化</p> <p>同日、各サブシステム担当者に、4月17日以降に各自でパスワードを変更した上、管理徹底するよう周知</p> <p>5月1日パスワードが初期設定より変更されていないユーザIDを調査ところ、239個のユーザIDのうち50個のユーザIDのパスワードが初期設定のままであった。</p> <p>5月2日パスワードが初期設定より変更されていないユーザIDの各サブシステム担当者に再度各自でパスワードを変更した上、管理徹底するよう周知</p> <p>5月10日までに各サブシステム担当者より変更完了の報告を受けた。</p>

※ 「平成24年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP203

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体 ※は監査結果報告日時点の団体	市民協働局（園田地域振興センター） ※協働推進局（園田地域振興センター）
2 監査結果報告日	平成23年 2月21日
3 措置通知日	平成25年 7月 1日
4 監査結果の内容 ① <u>貸付契約書の不備について（結果）</u> 貸付契約書に「借受資格変更の届出」の条項が記載されていない。	（富田福社会館）
5 措置の内容 平成25年4月1日付け締結した土地使用賃借契約書の中に「借受資格変更の届出」に関する条項を記載した。	

※ 「平成22年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページP51